

企業集団内部統制監査役職務確認書 2017 年（第 4 回改訂）版：新旧対照表

2017. 6. 2

※2017 年版では「監査のポイント」ごとに小見出しを設定し確認項目を分類して通し番号を振り直しているため、2016 年版と内容の変更がないにも関わらず、確認項目の番号が変更となっている場合があるが、これらは本表には記載しない。

【会社法編】

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

I. 代表取締役に対する監査 **監査のポイント 1（企業集団全体の経営管理方針と体制）**

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
確認項目	□3. 子会社・関連会社へ達成が非常に困難な事業目標・経営計画等を要求した場合、子会社・関連会社の代表取締役等が内部統制を軽視した過度の効率性の追求に陥るおそれがあることを、代表取締役が認識していることを確認した。	①2. リスク認識 □4. 子会社・関連会社へ達成が非常に困難な事業目標・経営計画等を要求した場合、子会社・関連会社の代表取締役等が過度の効率性を追求して、経営の健全性を損なうおそれがあることを、親会社の代表取締役が認識していることを確認した。	より分かりやすい表現にするため。
参考法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) II-5 [内部統制監査(金商法「財務報告内部統制」を含む)、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) II-5 [内部統制監査(金商法「財務報告内部統制」を含む)、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	

I. 代表取締役に対する監査 **監査のポイント 2（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制）**

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
ポイント	監査のポイント 2（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制） 「内部統制システムに関する取締役会決議」に基づく企業集団全体の内部統制システムの構築・運用・モニタリングの執行業務は、親会社の代表取締役が最高責任者となります。 監査役は、企業集団における内部統制の構築・運用のモニタリング状況を確認した上で、代表取締役の企業集団における内部統制上のリスク認識、内部統制の構築・運用方針等に関して意見交換を行い、必要に応じて改善を要請します。主な意見交換の項目は、企業集団内部統制システムの決議事項となっている、①子会社から親会社への報告体制、②子会社のリスク管理体制、③子会社の効率性確保体制、④子会社のコンプライアンス体制などがありま	監査のポイント 2（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制） 「内部統制システムに関する取締役会決議」に基づく企業集団全体の内部統制システムの構築・運用・モニタリングの執行業務は、親会社の代表取締役が最高責任者となります。 監査役は、企業集団における内部統制の構築・運用のモニタリング状況を確認した上で、代表取締役の企業集団における内部統制上のリスク認識、内部統制の構築・運用方針等に関して意見交換を行い、必要に応じて改善を要請します。主な意見交換の項目は、企業集団内部統制システムの決議事項となっている、①子会社から親会社への報告体制、②子会社のリスク管理体制、③子会社の効率性確保体制、④子会社のコンプライアンス体制などがありま	

	す。 また、親会社・子会社・関連会社において重要な規程類、決裁基準などが、適正に整備され、適切に運用されていることが内部統制を有効にするために重要となります。監査役は、それらを事前に調査しておき、それに基づいて親会社代表取締役と具体的に意見交換することで、改善要請の効果を高めることができます。	す。 また、親会社・子会社・関連会社において重要な規程類、決裁基準などが、適正に整備され、適切に運用されていることが内部統制を有効にするために重要となります。子会社・関連会社のリスク状況に応じて、必要と認められる場合には、親会社が積極的に子会社・関連会社自体の監督・牽制機能を支援していることも重要です。 監査役は、それらを事前に調査しておき、それに基づいて親会社代表取締役と具体的に意見交換することで、改善要請の効果を高めることができます。	親会社は必要に応じて子会社・関連会社の統制環境の整備について従来以上に積極的に関与することが必要のため。
参考法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	

II. 取締役会等における取締役職務の監査 **監査のポイント3 (取締役会等の意思決定・監督義務)**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
ポイント	<p>監査のポイント3 (取締役会等の意思決定・監督義務)</p> <p>企業集団の内部統制システムの構築においては、親会社の内部統制システムに関する取締役会決議が重要です。 監査役は、その決議に記載された方針と関連規程等を示された手続きに基づいて内部統制に関するPDCAサイクルが適切に回っていることを監視する必要があります。 取締役会等においては、決議の内容の定期的な見直し以外に、企業集団における各子会社・関連会社の内部統制上のリスクの変化、内部統制の構築・運用の改善進捗状況及びそのモニタリング結果等について適時報告されていることを確認します。</p> <p>(注) 大会社以外の会社であっても、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければなりません。 (注) 「取締役会等」の用語の使い方については、用語の説明の項を参照して下さい。</p>	<p>監査のポイント3 (取締役会等の意思決定・監督義務)</p> <p>企業集団の内部統制システムの構築においては、親会社の内部統制システムに関する取締役会決議が重要です。 監査役は、その決議に記載された方針と関連規程等を示された手続きに基づいて内部統制に関するPDCAサイクルが適切に回っていることを監視する必要があります。 取締役会等においては、決議の内容の定期的な見直し以外に、企業集団における各子会社・関連会社の内部統制上のリスクの変化、内部統制の構築・運用の改善進捗状況及びそのモニタリング結果等について適時報告され、具体的な改善策が適切に審議されていることを確認します。</p> <p>(注) 大会社以外の会社であっても、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければなりません。 — 削除 —</p>	<p>適時報告されるだけでなく、具体的な改善策が適切に取締役会等で審議されていることが重要であるため。</p> <p>巻末用語の説明を付加したため(注) 削除</p>
確認項目	<p>□18. 取締役会等において、内部統制のモニタリングを実施する統括本部又は内部監査部門から各子会社・関連会社の内部統制のモニタリング結果や具体的な改善策の報告が行われたうえで、取締役会で適切に審議されていることを確認した。</p>	<p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□18. 取締役会等において、内部統制のモニタリングを実施する統括本部又は内部監査部門から各子会社・関連会社の内部統制のモニタリング結果や具体的な改善策の報告が行われたうえで、取締役会等で適切に審議されていることを確認した。</p>	<p>文章全体の統一性のため。</p>

参考 法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-1 [取締役会への出席・意見陳述/重要な会議への出席]、II-2 [取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査]、II-3 [取締役(会)への報告義務・行為差止め請求]、II-4 [競業取引・利益相反取引等の監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-1 [取締役会への出席・意見陳述/重要な会議への出席]、II-2 [取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査]、II-3 [取締役(会)への報告義務・行為差止め請求]、II-4 [競業取引・利益相反取引等の監査]
----------	--	--

III. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査 **監査のポイント4（親会社による子会社・関連会社の事業管理）**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
確認 項目	□23. 子会社・関連会社で達成が非常に困難な事業目標・経営計画等を設定した場合、子会社・関連会社の代表取締役等が内部統制を軽視した過度の効率性の追求に値するおそれがあることを、統括本部（担当取締役）が認識していることを確認した。	(02. リスク認識) □24. 子会社・関連会社で達成が非常に困難な事業目標・経営計画等を設定した場合、子会社・関連会社の代表取締役等が過度の効率性を追求して、経営の健全性を損なうおそれがあることを、統括本部（担当取締役）が認識していることを確認した。	より分かりやすい表現にするため。
確認 項目	— 新設 —	(02. リスク認識) □25. 親会社からの派遣役員の任期の制限、ローテーションの実施について方針・基準があるか、ない場合はその理由と当面の対応策（人事の固定化による弊害防止策等）が講じられていることを確認した。	子会社のキーパーソンの人事の固定化による弊害を防止するため。
参考 法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）、II-10 [企業集団に関する監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）、II-10 [企業集団に関する監査]	

III. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査 **監査のポイント5（企業集団における内部統制システムの構築・運用）**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
ポ イ ン ト	監査のポイント5（企業集団における内部統制システムの構築・運用） 親会社の統括本部等の中で、企業集団における内部統制システムの構築・運用の推進を主管する統括本部（以下、「内部統制推進統括本部」という。）及びその担当取締役は、企業集団における内部統制の要となります。内部統制システムをすでに構築している会社や企業集団の場合は、発見された不備やリスクの変化に応じて改善を継続する必要があります。 監査役は、親会社の企業集団における内部統制の構築・運用の方針が、子会社・関連会社にご浸透し、問題点・不備の改善活動が適切に推進されていることを監視、検証しなければなりません。	監査のポイント5（企業集団における内部統制システムの構築・運用） 親会社の統括本部等の中で、企業集団における内部統制システムの構築・運用の推進を主管する統括本部（以下、「内部統制推進統括本部」という。）及びその担当取締役は、企業集団における内部統制の要となります。内部統制システムをすでに構築している企業集団の場合は、発見された不備やリスクの変化に応じて改善を継続する必要があります。 監査役は、親会社の企業集団における内部統制の構築・運用の方針が、子会社・関連会社にご浸透し、問題点・不備の改善活動が適切に推進されていることを監視、検証しなければなりません。	意味を明瞭化するため「会社や」を削除する。

確認項目	<p>□33. 企業集団の内部統制システムの構築・運用のモニタリングは、内部監査部門、又は内部統制推進統括本部から独立的立場を持つ部署が主管していることを確認した。</p>	<p>— 削除 —</p>	<p>新確認項目 54、57 でモニタリングを主管するのは、「内部監査部門、又はそれに代わる独立的立場を持つ部署」と広く規定されている。「独立的立場」には、内部統制推進統括本部からの独立も被監査部門からの独立も共に包含されている。本項で内部統制推進統括本部からの独立的立場と狭く限定するのは不整合となり、適切でないので削除する。</p>
確認項目	<p>— 新設 —</p>	<p>(01. 方針決定周知) □35. 子会社・関連会社のうち、内部統制システムの構築が進捗していない会社、又は適切に運用されていない会社について、親会社の統括本部等（担当取締役）が、そのリスクの程度に応じて、子会社・関連会社の内部統制システムの構築、運用の支援をしていることを確認した。</p>	<p>親会社は必要に応じて子会社・関連会社の統制環境の整備について従来以上に積極的に関わる必要があるため。</p>
参考法令	<p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-4 ○[競争取引・利益相反取引等の監査]、II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）]、II-10 [企業集団に関する監査]</p>	<p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-4 ○[競争取引・利益相反取引等の監査]、II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）]、II-10 [企業集団に関する監査]</p>	

III. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査 監査のポイント6（企業集団における情報処理の適正なシステム化）

	2016年版	2017年版	理由・根拠
確認資料	<p>[確認資料例] 情報システム部門の業務分掌、グループ情報システム化計画、財務報告に係る内部統制のIT全般統制の有効性評価、財務報告に係わる内部統制リスク評価表（ITに関するリスク）、等</p>	<p>[確認資料例] 情報システム部門の業務分掌、グループ情報システム化計画、財務報告に係る内部統制のIT全般統制及び業務処理統制の有効性評価、財務報告に係わる内部統制リスク評価表（ITに関するリスク）、等</p>	<p>手作業による統制についての確認資料を追加する。</p>

確認項目	□40. 企業集団において、情報システムに関するリスクを把握し、企業集団における情報セキュリティ方針、情報管理規程やセキュリティ管理規程等を定め、親会社、各子会社・関連会社がその規程に則ってシステムを運用していることを確認した。	(07. 情報システム) □41. 企業集団において、情報システムに関するリスクを把握し、企業集団における情報セキュリティ方針、情報管理規程やセキュリティ管理規程等(個人情報保護、マイナンバー保護を含む)を定め、親会社、各子会社・関連会社がその規程に則ってシステムを運用していることを確認した。	重要なセキュリティ事項を例示することにより理解しやすくする。
確認項目	— 新設 —	(07. 情報システム) □44. グループの共通した会計管理システムが導入されていない場合は、システム共通化の進捗状況を確認するとともに、システムで統制できていない手続について、人的もしくは組織的に統制が整備されていることを確認した。	適時、適切な連結決算システムの構築のため、及び子会社が独自のシステムを有している場合の数値の改竄リスクに対応するため。

IV. 内部監査部門との連携 監査のポイント7 (内部監査の計画と結果の確認)

	2016年版	2017年版	理由・根拠
ポイント	<p>表題 IV. 内部監査部門との意見交換</p> <p>監査のポイント7 (内部監査の計画と結果の確認)</p> <p>監査役にとって内部監査部門との連携は重要です。内部監査部門による子会社・関連会社に対する内部監査の年度監査方針、重点往査対象、重点監査項目について説明を受け、企業集団内の子会社・関連会社で共通するリスク、及び各子会社・関連会社の固有のリスクについて十分に検討していることを確認する必要があります。</p> <p>親会社と子会社・関連会社との間の情報伝達、報告、承認許可などについて定めた規程類が適切に運用されていることは、企業集団における内部監査では、重要な監査項目になります。</p> <p>内部監査結果については、その内容、指摘事項、指摘事項の是正完了見込み時期、フォローアップ監査の計画などを聴取します。</p>	<p>表題 IV. 内部監査部門との連携</p> <p>監査のポイント7 (内部監査の計画と結果の確認)</p> <p>監査役にとって内部監査部門との連携は重要です。内部監査部門による子会社・関連会社に対する内部監査の年度監査方針、重点往査対象、重点監査項目について説明を受け、企業集団内の子会社・関連会社で共通するリスク、及び各子会社・関連会社の固有のリスクについて十分に検討していることを確認する必要があります。</p> <p>親会社と子会社・関連会社との間の情報伝達、報告、承認許可などについて定めた規程類や契約が適切に運用されていることは、企業集団における内部監査では、重要な監査項目になります。</p> <p>内部監査結果については、その内容、指摘事項、指摘事項の是正完了見込み時期、フォローアップ監査の計画などを聴取します。</p>	<p>意見交換より関与レベルを上げるため</p> <p>親会社と子会社・関連会社の間では規程類に加え、契約が必要なケースもあるため、契約を追加した。</p>
確認資料	<p>[確認資料例]</p> <p>内部監査計画書(重点監査項目、往査対象等)、グループ会社管理規程、リスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、緊急事態発生時の対応に関する規程、内部監査報告書・調書、内部監査改善指示・通達、フォローアップ監査文書、等</p>	<p>[確認資料例]</p> <p>内部監査計画書(重点監査項目、往査対象等)、グループ会社管理規程、リスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、緊急事態発生時の対応に関する規程、内部監査報告書・調書、内部監査改善指示・通達、フォローアップ監査文書、親会社と子会社・関連会社間の内部監査事項に関する契約書、等</p>	<p>親会社と子会社・関連会社の間では規程類に加え、契約が必要なケースもあるため、契約を追加した。</p>

確認項目	— 新設 —	(05. 内部監査・モニタリング) □45. 親会社と子会社・関連会社間に親会社の内部監査部門が子会社・関連会社の内部監査を行うための規程類や契約が整備されていること及びその内容の適切性を確認した。	内部監査は子会社・関連会社が自立的に行うことが原則で、子会社側に親会社の内部監査部門の監査を受け入れる規程がない場合、契約が必要であると踏み込んだ記載とした。
確認項目	— 新設 —	(05. 内部監査・モニタリング) □46. 親会社内部監査部門は、重要な子会社・関連会社で内部統制システムをモニタリングする内部監査部門を設置するよう親会社の代表取締役等に提言していることを確認した。設置されている場合は、親会社の内部監査部門が子会社・関連会社の内部監査部門に対し適切に教育研修、支援、連携をしていることを確認した。	本来、子会社・関連会社は法人として自立的な内部監査機能が要求されている。
確認項目	□43. 内部監査部門の年度計画において子会社・関連会社に係わる監査方針、監査日程、往査対象、往査頻度、重点監査項目について意見交換を行い、適切であることを確認した。子会社・関連会社の中で監査対象から除外している会社がある場合は、その理由を確認した。	(05. 内部監査・モニタリング) □47. 内部監査部門の年度計画において子会社・関連会社に係わる監査方針、監査日程、往査対象、往査頻度、重点監査項目について意見交換を行い、適切であることを確認した。子会社・関連会社の中で監査対象から除外している会社がある場合は、その理由と妥当性を確認した。	理由のみならず妥当性を確認するため。
確認項目	□48. 企業集団内(親会社と子会社・関連会社との間又は子会社・関連会社間)での不適正な行為の有無について、内部監査部門が監査を実施していること及び不適正な行為がある場合は、その内容を確認し、代表取締役等に対して報告していることを確認した。	(05. 内部監査・モニタリング) □52. 企業集団内(親会社と子会社・関連会社との間又は子会社・関連会社間)での不適正な行為の有無について、内部監査部門が監査を実施していること及び不適正な行為がある場合は、その内容を確認し、代表取締役等に対して適切に報告していることを確認した。	不適正な行為の報告は特に重要なため。
参考法令	○監査懇話会「監査役割等確認書」(2016年3月第6回改訂) II-11 [内部監査部門等との連携]	○監査懇話会「監査役割等確認書」(2017年3月第7回改訂) II-11 [内部監査部門等との連携]	

IV. 内部監査部門との連携 監査のポイント8 (内部統制システムのモニタリング)

	2016年版	2017年版	理由・根拠
ポイント	監査のポイント8 (内部統制システムのモニタリング) 企業集団における各子会社・関連会社の内部統制の構築・運用・不備改善は、親会社の内部統制推進本部によって推進されることになっています。その進捗状況の監視、監査、すなわちモニタリングの機能は、企業集団全	監査のポイント8 (内部統制システムのモニタリング) 企業集団における各子会社・関連会社の内部統制の構築・運用・不備改善は、親会社の内部統制推進本部によって推進されることになっています。その進捗状況の監視、監査、すなわちモニタリングの機能は、企業集団全体の	誤表記の修正。

	<p>体の内部統制監査を実施する親会社の内部監査部門、又は独立的立場を持つ部署が担う必要があります。また、子会社・関連会社の中に内部監査部門が存在する場合は、その組織による内部統制モニタリングと親会社による内部統制モニタリングの実務的な調整も必要となります。</p> <p>親会社の内部監査部門による子会社・関連会社に対するモニタリングの結果は、企業集団における内部統制監査結果として親会社取締役会等で報告される必要があります。</p> <p>監査役は、企業集団における内部統制システムのモニタリングの方法の適切さとその結果が妥当であるかを判断しなければなりません。</p>	<p>内部統制監査を実施する親会社の内部監査部門、又は独立的立場を持つ部署が担う必要があります。また、子会社・関連会社の中に内部監査部門が存在する場合は、その組織による内部統制モニタリングと親会社による内部統制モニタリングの実務的な調整も必要となります。</p> <p>親会社の内部監査部門による子会社・関連会社に対するモニタリングの結果は、企業集団における内部統制監査結果として親会社取締役会等で報告される必要があります。</p> <p>監査役は、企業集団における内部統制システムのモニタリングの方法の適切さとその結果が妥当であるかを判断しなければなりません。</p>	
参考 法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-11 [内部監査部門等との連携]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-11 [内部監査部門等との連携]	

V. 会計監査人との連携 監査のポイント9 (会計監査人の監査の方法と監査結果の妥当性の監査)

	2016年版	2017年版	理由・根拠
ポイント	<p>表題 V. 会計監査人との意見交換</p> <p>監査のポイント9 (会計監査人との連携)</p> <p>会計監査人は、連結会計の監査を行う役割を負っています。</p> <p>監査役は、会計監査人の連結会計監査の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をする必要があります。</p> <p>本項では、子会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。</p>	<p>表題 V. 会計監査人との連携</p> <p>監査のポイント9 (会計監査人との連携)</p> <p>会計監査人は、連結会計の監査を行う役割を負っています。</p> <p>監査役は、会計監査人の連結会計監査の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をする必要があります。</p> <p>本項では、子会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。</p>	<p>関与レベルを上げるため。</p>
確認 項目	<p>□56. 連結計算書類 (及び連結財務指標) の連結範囲について、会社の判断は、会社法施行規則3条、会社計算規則63条及び企業会計計算基準等に適合した連結範囲の決定となっているか、会計監査人の意見を聴取し問題のないことを確認した。</p>	<p>(09. 会計監査人監査)</p> <p>□60. 連結計算書類 (及び連結財務指標) の連結範囲について、会社の判断は、会社法施行規則3条、会社計算規則63条及び企業会計基準等に適合した連結範囲の決定となっているか、会計監査人の意見を聴取し問題のないことを確認した。</p>	<p>誤表記の修正。</p>

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

I. 子会社・関連会社の代表取締役・その他取締役との意見交換 **監査のポイント11（子会社・関連会社の代表取締役との意見交換）**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
確認項目	□72. 子会社が公開会社又は会計監査人設置会社の場合、親会社等との間で、一般的でない取引（市場価格と離れた取引条件のもの等）がある場合、その取引に関し、子会社の計算書類の注記表「関連当事者との取引に関する注記」の記載、及び子会社の「事業報告（子会社の取締役が自社の利益を害さないように留意した事項など）」の適正な記載が必要であると、認識していることを確認した。	(08. 企業集団内取引) □77. 子会社が公開会社又は会計監査人設置会社の場合、親会社等との間で、一般的でない取引（市場価格と離れた取引条件のもの等）がある場合、その取引に関し、子会社の計算書類の注記表「関連当事者との取引に関する注記」の記載、及び子会社の「事業報告（子会社の取締役が自社の利益を害さないように留意した事項など）」の適正な記載が必要であると、 代表取締役や他の取締役が認識していることを確認した。	記載の必要性を認識すべき主体を明確にした。
確認項目	□70. 不適正な行為及び会社へ著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、それが企業集団の親会社や他の子会社・関連会社へ重大な影響を与えるおそれがある場合は、直ちに親会社へ報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。	(10. 不祥事発生時) □78. 不適正な行為及び会社へ著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、それが企業集団の親会社や他の子会社・関連会社へ重大な影響を与えるおそれがある場合は、 親会社の定めた情報伝達の仕組み（報告すべき事項、報告ルート等）に則り 、直ちに親会社へ報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。	子会社・関連会社の取締役は、自ら率先して問題解決に当たる傾向がある反面、親会社等への報告に迅速性を欠く場合が少なくないことから、報告事項等の明示を求めるなど、より丁寧な記載とした。
確認資料	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) I-2「監査役への報告に関する体制等」、I-3「監査役職務を補助すべき使用者に関する事項」、II-4「競争取引・利益相反取引等の監査」、II-5「内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）」、II-10「企業集団に関する監査」	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2「監査役への報告に関する体制等」、I-3「監査役職務を補助すべき使用者に関する事項」、II-4「競争取引・利益相反取引等の監査」、II-5「内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）」、II-10「企業集団に関する監査」	

II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換 **監査のポイント12（子会社・関連会社の監査役の監査活動と監査環境）**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
確認項目	□80. 親会社監査役やグループ監査役会等を通じて、子会社・関連会社の監査役が監査に必要な情報を過不足なく得ており、同時に親会社監査役と十分な意見交換を行っていることを確認した。	(03. 監査役監査環境) □84. 親会社監査役やグループ監査役会等を通じて、子会社・関連会社の監査役が監査に必要なかつ十分な情報を得ており、同時に親会社監査役との意見交換が 十分であると判断していることを確認した。	親会社監査役は、子会社・関連会社監査役への情報提供・意見交換が十分であることを確認すべきことを明確にした。
確認項目	— 新設 —	(05. 内部監査・モニタリング) □85. 子会社・関連会社が、親会社の契約している会計監査人やそのグループ	親会社と異なる会計監査人による子会社・関

		会計監査人と異なる会計監査人と契約している場合、子会社・関連会社の監査役がその会計監査人の監査の内容、監査のレベルの評価を適切に行っていることを確認した。	連会社への監査の妥当性は、親会社監査役も確認する必要があるため。
確認項目	— 新設 —	(05. 内部監査・モニタリング) □86. 子会社・関連会社の監査役が、取締役会が代表取締役等の職務執行を監視、監督する機能を果たしていることについて監査していることを確認した。	子会社のガバナンス体制の核となる取締役会の機能は、子会社において自らその役割を果たすべきであるが、親会社の監査役はその職務を行うために、子会社等の状況を確認すべきことを明記した。
参考法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-5 [内部統制監査(金商法「財務報告内部統制」を含む)]、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-5 [内部統制監査(金商法「財務報告内部統制」を含む)]、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	

【金商法編】

《親会社監査役としての親会社における監査役職務》

I. 代表取締役に対する監査 **監査のポイント1 (代表取締役の内部統制認識)**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
確認項目	□2. 代表取締役が、親会社及び重要な子会社・関連会社それぞれの「固有の財務報告に係わる内部統制上の重要なリスク」について、把握していることを確認した。	(02. リスク認識) □3. 代表取締役が、親会社及び重要な子会社・関連会社それぞれの固有の財務報告に係わる内部統制上の重要なリスク」について、把握していることを確認した。	確認項目9. と字句の統一性を図る。

II. 取締役会における取締役職務の監査 **監査のポイント2 (取締役会等の意思決定・監督義務)**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
ポイント	監査のポイント2 (取締役会等の意思決定・監督義務) 取締役会等においては、会社法で求める内部統制システムの構築・運用と同様に、財務報告に係わる内部統制の構築・運用に関しても、代表取締役と主管する担当取締役の取り組み状況を監督する必要があります。 監査役は、必要な決議または報告が適時に行なわれていること、また、代	監査のポイント2 (取締役会等の意思決定・監督義務) 取締役会等においては、会社法で求める内部統制システムの構築・運用と同様に、財務報告に係わる内部統制の構築・運用に関しても、代表取締役と主管する担当取締役の取り組み状況を監督する必要があります。 監査役は、必要な決議または報告が適時に行なわれていること、また、代	

	表取締役が有効性評価を適切に実施していることを確認しなければなりません。 (注) 「取締役会等」については、用語の説明の項を参照して下さい。	表取締役が有効性評価を適切に実施していることを確認しなければなりません。 — 削除 —	巻末に用語の説明を付加したため(注) 削除
--	---	--	-----------------------

V. 監査人との意見交換 **監査のポイント5 (監査人との意見交換)**

	2016年版	2017年版	理由・根拠
参考 法令	<p>[金融商品取引法編で共通する法令等]</p> <p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2016年3月第6回改訂) II-5. [内部統制監査8 (金商法「財務報告内部統制」を含む)、II-10. [企業集団に関する監査]</p>	<p>[金融商品取引法編で共通する法令等]</p> <p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年3月第7回改訂) II-5. [内部統制監査8 (金商法「財務報告内部統制」を含む)、II-10. [企業集団に関する監査]</p>	